

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

被保険者証の2回送付

○例年は、7月に1年間有効の被保険者証を発行していますが、令和4年度は被保険者証を2回発送いたします。

(1回目)7月に9月末までの被保険者証(茶色)を発送済みです。

(2回目)9月初旬に10月以降の被保険者証(桃色)を発送いたします

医療費の窓口負担割合の変更について

○令和4年10月1日から窓口での負担割合が見直され、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(3割負担対象者)を除き、2割負担となります。

○世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(複数世帯は320万円以上)が基準となります。

※「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。

※大分県は本年1月現在、被保険者の約16%、約30,000人が対象と想定されています。

窓口負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置

○令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間(制度開始後3年間)、2割負担となる方については、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

(入院の医療費は対象外です)。

【例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合】

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円※

※1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

○払い戻しは、高額療養費として登録した口座へ後日、自動的に支払われます。

なお、口座登録に関しては、9月末までに未登録者を対象に登録の勧奨通知を送付いたします。

申請窓口 津久見市健康推進課国保年金班 TEL:0972-82-4147
お問合せ 大分県後期高齢者医療広域連合 TEL:097-534-1771(代表)